

兵庫県公報

令和8年9月30日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

監査委員公告

○ 令和7年度包括外部監査の結果に係る措置結果について	1
-----------------------------------	---

監査委員公告

包括外部監査の結果に係る措置結果について

令和8年3月31日付けで公表した包括外部監査の結果に対し、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知が令和8年9月1日にあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和8年9月30日

兵庫県監査委員

高 永 徹
村 岡 真夕子
佐 藤 良 憲
花 岡 正 浩

令和8年9月30日付け包括外部監査報告に係る措置

令和7年度包括外部監査テーマ：県立試験研究機関に係る財務事務の執行及び事業の管理について

指摘事項及び意見に対する措置状況

区分	措置済	対応中	未着手	不措置	合計
指摘事項	18	33	0	0	51
意見	27	22	0	0	49

1. 全般的事項

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
【総合意見1】目標管理の徹底について 各試験研究機関は、それぞれの専門分野での試験研究を行っているが、その成果がどのような形で県民に還元されているかを、県費を使用する限り県民へ十分に説明されなければならない。その手法として現在は試験研究課題の評価を充実させ、事後評価等の結果を公表しているが、専門性が高く、かならずしも県民への理解が浸透しているとは言えないと思われる。 目標となるわかりやすい指標（KPI）を公開し、それぞれの目標に対する実績を対比することにより業績評価を県民に問うことが必要である。機関評価調書には中期事業計画における取り組みの項目があるが、中期事業計画自体にKPIが少なく、機関評価調書の数値は実績の列挙に終始している。 競争的資金等外部資金獲得状況の実績に限定すれば、機関評価調書で公表されているが目標値が中期事業計画にあらわされていない。したがって、効率的に事業が遂行されたかどうかの判定ができない。その他にも技術相談件数、研究テーマ数、共同研究数など各機関の実状に沿った諸目標値を開発のうえ達成度合いを公表することが望まれる。	対応中	意見を踏まえ対応を検討中。
【総合意見2】県立試験研究機関の評価に関する指針の弾力的な運用について 予算措置がされた県受託研究などは、予算取りされる段階で必要性・効率性・有効性・代替性が十分に勘案されているはずのものである。予算措置された県受託研究で各試験研究機関の事前評価で研究課題不適格の結論になったものは皆無であるという。したがって予算措置された県受託研究の県立試験研究機関での事前評価は簡略化し、経営資源を事後評価にまわすことなどが評価作業の効率化・重点化に資するものであると思われる。県の指針の主旨を尊重しながら各施設での状況に応じた弾力的な運用が望まれる。	措置済	令和7年度は「緊急的対応を要する試験研究課題等の実施ガイドライン」を策定するなど、緊急性の高い研究課題については、事前評価手続の簡略化等、柔軟な運用を実施した。 令和8年度開始の第6期中期業務計画では、WEB・書面会議の積極的な活用により効率化を進める。
【総合意見3】主要研究の判定の数値基準（投入資金（経費））について 投入資金の重要性基準値により主要研究かそれ以外かの判定が行われているが、そもそも経費の範囲に減価償却費は算入されておらず（この意味では工業技術センターの投入資金の概念が正確である）、投下資金に対する研究課題の評価の重要性が正確に測定されない	措置済	今後とも、必要性や重要性を適切に判断できるよう取り組んでいく。

判定基準であると思われる。最先端の高額機器を導入したが、材料代が年間100万円（工業は200万円）のため主要研究に該当しないという判断が下される可能性がある。 数値基準のみによらず、内部評価機関等による試験研究課題そのものの「必要性・重要性」を重視した定性的判定により主要研究か否かの判定が下されることが望まれる。		
【総合意見4】契約について 契約の締結については、特定の者との随意契約ありきではなく慎重に検討する必要がある。 また、再委託を行う場合は、再委託の相手方や業務の範囲について承認申請を行い、承認を受けておく必要がある。	措置済	契約の締結や再委託にあたっては、財務規程等に基づく適切な運用を徹底する。
【総合意見5】知的財産の範囲及び手続の明確化について 「知的財産取扱指針」において、営業上の標識に関する権利（商標権等）を対象外とする旨を明記するなど対象範囲を明確にすることが望まれる。あわせて、商標権及びプログラム等著作権等の譲渡・放棄等に関して県として共通の基準を定め、全ての試験研究機関で統一的に運用されることが望まれる。	対応中	意見を踏まえ対応を検討中。
【総合意見6】高圧ガス容器の管理について 全ての試験研究機関において、「高圧ガス容器保安対策指針」の内容を踏まえた内部規程や運用手順を整備し、容器の管理等の取扱いを明確化することで、指針の実効性を確保する必要がある。 あわせて、県としても、指針の趣旨及び具体的な遵守事項について各機関に対し改めて周知徹底を図るとともに、遵守状況を定期的に点検・確認する仕組みを設けることにより、県全体の安全管理体制の向上を図ることが望まれる。	対応中	同上。
【総合意見7】県政改革方針実施状況報告書について 各機関の実態を踏まえつつ、県として外部資金の範囲を統一的に整理した算定基準を明文化し、報告書への記載ルールとして周知することで、外部資金獲得実績の比較可能性と評価の公平性・透明性を確保することが望まれる。	措置済	統一的な記載要領を策定し、外部資金獲得実績を適切に記載する。
【総合意見8】機関評価結果の公表について 評価結果の公表に関する取扱いのばらつきを是正し、県全体で統一的な運用を図るため、同指針を補完する運用基準を別途定めるか、または指針に公表範囲や手続等を明文化するなどの方法により取扱いを明確化することが望まれる。これにより、評価制度全体の透明性及び公平性を確保し、県民や関係機関に対する説明責任を一層明確にすることが期待される。	措置済	県立試験研究機関の評価に関する指針を一部改正（令和8年4月1日施行）し、公表範囲等を明文化した。
【総合意見9】過年度包括外部監査の結果への対応について 監査結果については是正後の状況を継続的に確認できる仕組みを整備し、改善の定着を図る必要がある。また、監査結果ごとに対応内容や責任部署を明確にし、定期的に進捗を点検するとともに、制度や組織の変更時には対応方針を見直すことで、実務との乖離や再発	措置済	監査結果ごとの対応内容は引き続き定期的な進捗の点検を行うとともに、措置結果の公表にあたり、所管部署を明確にして掲載する。

を防止することが望まれる。

2. 各論

(1) 農林水産技術総合センター

ア. 農林水産技術総合センター（本所）

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
【意見1】委託販売契約について 委託販売契約書の作成無しに委託販売する際は内部決裁を得ておくことがコンプライアンス上望ましい。	措置済	委託販売契約のない販売先については、内部決裁を行う運用に改めた。
【指摘事項1】委託販売契約の更新について 委託販売契約に関しては県の規程に基づいた契約更新を行う必要がある。	措置済	委託販売契約については、県の規程に基づき、毎年契約の更新を行う運用に改めた。
【意見2】商標権に関する手続について 商標権の取得・譲渡・廃棄に係る手続について、戦略会議の役割及び決裁経路を明文化し、統一的な運用を図ることが望ましい。	対応中	意見を踏まえ対応を検討中。
【指摘事項2】薬品管理に関する統一的な要綱及び様式の作成について 農林水産技術総合センター全体として薬品管理の適正性を確保するため、薬品管理に関する統一的な管理要綱を整備し、各部署で共通の取扱いに基づく運用を行う必要がある。 その際、薬品受払簿については、受払者氏名や管理担当者による確認・点検が適切に記録される様式を定めるとともに、定期的な点検及び確認が確実に実施される体制を整備し、薬品管理の適正性と実効性を一層高める必要がある。	措置済	薬品受払簿等の様式の統一及び棚卸・廃棄に係る手続きを定めた「薬品等管理要領」を策定し、センター全体で薬品管理の適正性と実効性の向上を図っている。
【意見3】薬品の棚卸について 薬品の棚卸については、管理要綱等を定め、実施時期・頻度・手続・記録方法を明文化し、農林水産技術総合センター全体で統一的な手順を定めて運用することが望まれる。	措置済	薬品受払簿等の様式の統一及び棚卸・廃棄に係る手続きを定めた「薬品等管理要領」を策定し、センター全体で薬品管理の適正性と実効性の向上を図っている。
【意見4】不要毒劇薬物の共同処分について 農林水産技術総合センター全体で不要薬品の発生状況を定期的に把握し、毒物・劇物を含む不要薬品について、本所及び隔地事務所などの拠点毎に一括して共同廃棄を行う体制を構築することが望まれる。	措置済	薬品受払簿等の様式の統一及び棚卸・廃棄に係る手続きを定めた「薬品等管理要領」を策定し、センター全体で薬品管理の適正性と実効性の向上を図っている。
【指摘事項3】薬品の保管（農業大学校）について 薬品の適正管理及び安全性確保の観点から、薬品キャビネットについては「毒物・劇物運用管理手順書」に基づく施錠管理を速やかに徹底する必要がある。あわせて、保管庫及び容器への「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示を確実に実施し、施錠管理と一体	措置済	施錠のできる毒物・劇物用の保管庫を新たに整備し、保管庫及び容器に「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」と表示した。

的に運用することで、薬品管理体制の強化及び安全性の向上を図る必要がある。		
【指摘事項4】高圧ガス容器管理規程の策定について 高圧ガスによる災害を防止し、適正な保管及び取扱の安全を確保するため、県の「高圧ガス容器保安対策指針」の趣旨を踏まえ、高圧ガス容器の管理規程及び手順書等を速やかに整備する必要がある。 あわせて、容器管理責任者の選任、管理台帳の作成・更新、日常点検、教育訓練、緊急時の連絡・対応手順等を規程内で明確化し、定期的に点検・見直しを行う体制を構築することが求められる。	措置済	「高圧ガス容器保安対策指針」の内容を踏まえた管理規程及び管理手順書を策定し、容器管理責任者の選任、管理台帳の作成・更新、日常点検、教育訓練、緊急時の連絡・対応手順等を明確化した。 あわせて、安全管理体制のより一層の充実を図るため、関係職員等で構成する管理委員会を設置し、定期点検や保安教育等を実施する。
【指摘事項5】高圧ガス容器の管理不備について 高圧ガス容器の管理を適正に行うため、受払状況や所在を正確に把握できる管理台帳を整備し、定期的に更新・点検を行う体制を構築する必要がある。 あわせて、年1回以上の安全点検を確実に実施し、結果を記録・保存するとともに、使用期間が1年を超える容器については速やかに返却するなど、適正な保管・運用を徹底することにより、安全性及び事故防止体制の強化を図る必要がある。	措置済	管理規程及び管理手順書に基づき、管理台帳を整備し、年1回以上の安全点検の実施及び結果の記録・保存、使用期間が1年を超える容器の速やかな返却、定期的な更新・点検等を行うこととした。 あわせて、関係職員等で構成する管理委員会を設置し、安全性及び事故防止体制の強化を図っている。
【指摘事項6】備品の現物確認について 備品出納簿について年度を越えて使用する場合には、「備品管理要領の取扱いについて」に基づき、年度ごとに現物と備品出納簿の照合を実施する必要がある。その際、施設の規模や備品の管理実態を踏まえた実施方法を検討するとともに、照合を実施した際の記録を残し、後日、台帳等と照合できる体制を整備することが望まれる。	措置済	備品現物と物品管理システム上の備品データとの照合を図るため、センター全体で統一的な記録様式や基本ルールを策定した。記録用の新様式については、実施日、確認者、対象備品等を明示した。
【意見5】使用見込のない備品について 未使用又は修理不能な備品については、廃棄手続の方針を明確化したうえで、研究需要の有無及び修繕の可否を整理し、不要と判断される備品は財務規則に基づき速やかに廃棄や譲渡等の適切な処分を行う必要がある。	措置済	各所属において今後の研究需要や廃棄予算等を勘案・精査の上、廃棄を進めている。
【意見6】追跡評価の公表について 追跡評価については、外部評価専門委員会による正式な評価に該当しない場合であっても、評価結果や助言内容の概要を可能な範囲で公表するなど、情報開示を進めることが望まれる。あわせて、県の「県立試験研究機関の評価に関する指針」と農林水産技術総合センターの実施要領との関係を再確認し、追跡評価に係る情報の取扱いを統一させることで、評価制度全体の一貫性を確保することが望まれる。	措置済	令和8年度から開始の第6期中期業務計画において、主要研究課題の評価結果について、「知的財産の取得」等に支障のない限り公開する方針とした。

イ. 北部農業技術センター

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
【意見7】飼育牛の棚卸手続について 動物出納簿と現に飼育中の牛との照合を定期的に行い、動物出納簿の正確性を確認する手続きが必要である。	措置済	毎年12月末を基準日に設定し、動物出納簿と飼育中の牛との照合を行うこととした。
【指摘事項7】委託販売契約書について 生産物の委託販売契約書の手数料に関する規定は訂正が必要なものが存在する為、全ての契約書を確認し必要な対応をされたい。	措置済	すべての既存契約書を確認し、委託販売契約における販売手数料の消費税取り扱いの表記を訂正し、変更契約を行った。
【指摘事項8】決裁書の日付の記載 管理上、各決裁書の最終決裁日付は必ず記載しておく必要がある。	措置済	最終決裁日付を決裁書に記載することについて周知徹底した。
【意見8】電子決裁の実施について 使用が推奨されている電子決裁システムの導入を積極的に進めていく必要がある。	措置済	電子決裁の積極利用に努めるよう改めて周知した。
【指摘事項9】再委託の承認について 再委託を行う場合は、再委託の相手方や業務の範囲について承認申請を行い、承認を受けておく必要がある。	措置済	指摘の契約については、速やかに再委託の承認手続きを行った。今後とも、再委託の範囲や必要性を確認の上、受託者に対する承認手続きを適切に実施していく。
【指摘事項10】薬品の受払管理について 薬品受払簿については、受払者氏名及び管理担当者の点検欄が漏れなく記載される様式を定め、記録の網羅性及び信頼性を確保する必要がある。特に、期末数量については「0」を含めて必ず記入し、在庫状況を正確に把握できるよう記録の完全性を維持する必要がある。 また、一般試薬についても管理要綱等で取扱いや受払簿を定め、薬品の種類が多い場合であっても受払簿による日常的な管理を行う必要がある。ただし、受払簿による日常的な管理が実務上著しく困難な場合には、必要な安全管理が確保されることを前提に実務に即した扱いを検討することも考えられる。その際には、総合センター（本所）と十分に意思疎通を図り、組織全体として統一的かつ実効性のある薬品管理方針を策定・明確化することが求められる。	措置済	薬品受払簿等の様式の統一及び棚卸・廃棄に係る手続きを定めた「薬品等管理要領」を策定し、センター全体で薬品管理の適正性と実効性の向上を図っている。
【意見9】毒劇物等の長期保有について 毒物、劇物及び危険物については、安全管理上の観点から必要最小限の数量を保有する方針を明確化し、使用実績のない薬品については利用計画の有無を確認のうえ、速やかに廃棄等を行い、適正な在庫管理を徹底することが望まれる。 特に、一定期間払い出しのない薬品については廃棄対象にするなど、廃棄の基準・ルールを明確に定め、	措置済	薬品受払簿等の様式の統一及び棚卸・廃棄に係る手続きを定めた「薬品等管理要領」を策定し、センター全体で薬品管理の適正性と実効性の向上を図っている。

運用する仕組みを整備することが望ましい。		
【指摘事項 11】 高圧ガス容器の管理不備について 高圧ガス容器の管理を適正に行うため、受払状況や所在を正確に把握できる管理台帳を整備し、定期的に更新・点検を行う体制を構築する必要がある。 あわせて、年1回以上の安全点検を確実に実施し、結果を記録・保存するとともに、使用期間が1年を超える容器については速やかに返却するなど、適正な保管・運用を徹底することにより、安全性及び事故防止体制の強化を図る必要がある。	措置済	管理規程及び管理手順書に基づき、管理台帳を整備し、年1回以上の安全点検の実施及び結果の記録・保存、使用期間が1年を超える容器の速やかな返却、定期的な更新・点検等を行うこととした。 あわせて、関係職員等で構成する管理委員会を設置し、安全性及び事故防止体制の強化を図っている。
【意見 10】 現物確認に係る記録の保存について 現物確認を実施した際には、確認日・確認対象・確認者等を明記した記録を残し、後日、台帳等と照合できる体制を整備することが望まれる。	措置済	備品現物と物品管理システム上の備品データとの照合を図るため、センター全体で統一的な記録様式や基本ルールを策定した。記録用の新様式については、実施日、確認者、対象備品等を明示した。
【意見 11】 機器の使用日数の集計について 機器の稼働状況を正確に把握するため、使用日数の算定にあたっては研究等の本来業務に基づく稼働日数のみを対象とし、試運転やメンテナンスなどの機械調整日数は除外することが望まれる。あわせて、使用日数の算定基準を明文化し、センター全体で統一的な基準に基づいて稼働状況を管理することが望まれる。	措置済	試運転やメンテナンスに伴う日数は除外し、研究等の本来業務に基づく稼働日数のみを対象とするよう改めた。

ウ. その他の拠点

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
【意見 12】 随意契約の実施について 委託契約の締結については、特定の者との随意契約ありきではなく慎重に検討することが必要である。	措置済	業務の性質や緊急性を考慮しつつ、複数業者から見積書を徴取し契約締結する運用に改めた。
【意見 13】 電子決裁の実施について 使用が推奨されている電子決裁システムの導入を積極的に進めていく必要がある。	措置済	電子決裁の積極利用に努めるよう改めて周知した。
【指摘事項 12】 高圧ガス容器の管理不備について 高圧ガス容器の管理を適正に行うため、受払状況や所在を正確に把握できる管理台帳を整備し、定期的に更新・点検を行う体制を構築する必要がある。 あわせて、年1回以上の安全点検を確実に実施し、結果を記録・保存するとともに、使用期間が1年を超える容器については速やかに返却するなど、適正な保管・運用を徹底することにより、安全性及び事故防止体制の強化を図る必要がある。	措置済	管理規程及び管理手順書に基づき、管理台帳を整備し、年1回以上の安全点検の実施及び結果の記録・保存、使用期間が1年を超える容器の速やかな返却、定期的な更新・点検等を行うこととした。 あわせて、関係職員等で構成する管理委員会を設置し、安全性及び事故防止体制の強化を図っている。

(2) 健康科学研究所

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
【意見 14】 KPI の表明と具体的成果として指標の達成度の公表について 機関評価調書で「(4)機動的、弾力的予算の運用 外部資金の獲得にあたっては、国等の競争資金のほか民間の研究資金補助制度を持つ団体等への応募や大学との共同研究により、県政改革方針で設定した獲得目標額をほぼ達成している」とされているが、曖昧な表現であり具体的な達成度などが公開されていない。具体的な目標 KPI と実績の公表が望まれる。	対応中	意見を踏まえ対応を検討中。
【指摘事項 13】 手数料単価の適正化について 手数料等の算定に用いる全ての経費項目について、算定根拠を明確化し、積算方法の統一と整合性の確保を行う必要がある。具体的には、材料費や減価償却費、処理件数などの算定根拠を文書化するとともに、耐用年数についても管理台帳等と整合を図ることが求められる。 また、料金算定の基礎資料については、後日検証可能な状態で整備し、今後の料金改定においても説明責任と透明性を確保する体制を構築する必要がある。	対応中	指摘事項を踏まえ対応を検討中。
【指摘事項 14】 手数料単価の端数処理について 手数料単価について、「端数調整の例外」に基づき全項目の再計算を実施し、乖離が確認されたものについては料金の是正を行う必要がある。 あわせて、料金算定の基礎資料として端数処理の取扱いについても後日検証可能な状態で整備し、将来的な乖離の防止と料金徴収の適正化を図ることが求められる。 さらに、既存料金についても必要に応じて過大徴収・過少徴収の有無を確認し、その結果に基づき適切な対応を講じることが望まれる。	対応中	同上。
【意見 15】 手数料単価の適時改定について 設備更新や人員配置の状況、物価上昇等の実態を反映した手数料単価の見直しを早急に実施する必要がある。具体的には、算定根拠の明確化等と合わせてコスト構成を精査し、算定基礎資料を整備・明確化するとともに、料金見直しを定期的に行う仕組みを構築することで、料金水準の適正性を確保する必要がある。	対応中	意見を踏まえ対応を検討中。
【意見 16】 外部資金に係る収入決定書の作成について 収入に関しても支出と同様に収入決定書を作成し、受入目的、金額、入金日等の詳細情報を明確に記録することが望まれる。あわせて、収入決定書について上長の承認を得ることで、収入情報の裏付けと証跡を確保し、事後的な検証と管理の適正性の向上を図ることが望まれる。	措置済	健康科学研究所の外部資金導入研究取扱規程を改正し、収入に係る規定を追加するとともに、改正後の規程に基づき関連様式を整備した。

【意見 17】随意契約による見積合わせの依頼業者の選定について 随意契約の見積合わせを実施する際に、より競争状態をつくるために、依頼業者の選定に工夫が必要である。	措置済	見積依頼先に新規事業者を追加する等により競争性の確保に努めており、引き続き適正に運用する。
【指摘事項 15】県指針と手順書の不整合について 高圧ガス取扱安全管理規程について、県の指針との整合を早急に図る必要がある。具体的には、手順書を改定し、「使用済容器は直ちに供給事業者へ引き渡す」及び「使用中の容器であっても原則 1 年以内に返却」といった県の指針の内容を反映すること等が求められる。これにより、県の指針との整合性を確保するとともに、安全管理体制の強化を図る必要がある。	措置済	健康科学研究所の高圧ガス取扱安全管理規程を県の指針どおり「ガス容器はガスがなくなったとき又は原則として受入から 1 年が経過するまでのいずれか早い時期に返却する」旨に改正した。
【指摘事項 16】高圧ガス容器の長期間未返却について 1 年以上使用し続けている高圧ガス容器については、県の指針に基づき、早急に返却する等の対応を行う必要がある。また、返却状況を定期的に点検・報告し、管理状況を可視化する仕組みを適切に運用することで、長期使用の防止及び安全管理体制の強化を図ることが求められる。	対応中	指摘事項を踏まえ対応を検討中。
【指摘事項 17】毒物の保管場所について 化学薬品の保管場所を変更又は追加する場合は、事前に規程の見直しを検討し、また、引き続き定められた場所以外の場所で保管する毒物がある場合は、速やかに現行の規程を改定すべきである。	措置済	法規制等も確認の上、健康科学研究所の化学薬品適正管理規程を実態に合わせて改正した。
【指摘事項 18】備品の現物確認について 備品出納簿について年度を越えて使用する場合には、「備品管理要領の取扱いについて」に基づき、年度ごとに現物と備品出納簿の照合を実施する必要がある。その際、施設の規模や備品の管理実態を踏まえた実施方法を検討するとともに、照合を実施した際の記録を残し、後日、台帳等と照合できる体制を整備することが望まれる。	措置済	現物と備品出納簿との照合作業を行うとともに、内部管理制度のリスク評価シートに新たな項目として設定した。
【指摘事項 19】備品整理票について 備品整理票の貼付状況をあらためて確認しておくべきである。	対応中	指摘事項を踏まえ対応を検討中。
【意見 18】使用見込のない備品について 未使用又は修理不能な備品については、廃棄手続の方針を明確化したうえで、研究需要の有無及び修繕の可否を整理し、不要と判断される備品は財務規則に基づき速やかに廃棄や譲渡等の適切な処分を行う必要がある。	措置済	現物と備品出納簿との照合結果も踏まえ、「取得から 20 年以上経過し修繕不能」など明らかに不要と判断される備品について財務規則に基づく処分を行った。
【意見 19】備品予算の設定について 特に高額な研究用機器・装置については、将来 5 カ	対応中	意見を踏まえ対応を検討中。

年程度の耐用性や研究課題の動向を踏まえ、更新需要が特定年度に集中しないように買換えの計画を策定し予算の平準化を図られたい。		
【指摘事項 20】県政改革方針実施状況報告書と機関評価調書における外部資金額の相違について 外部資金の範囲及び計上基準について、県政改革方針実施状況報告書と機関評価調書の間で統一的な定義・運用ルールを定める必要がある。具体的には、共同研究・受託研究の取扱いを含めた算定方法を明文化し、両報告書で整合性のとれた基準に基づいて集計・記載する必要がある。あわせて、第三者による数値の突合・検証を行う体制を構築し、適正な数値管理と説明責任の履行を確保する必要がある。	対応中	指摘事項を踏まえ対応を検討中。
【意見 20】機関評価調書の公表について 評価結果とあわせて機関評価調書についても公表することが望まれる。これにより、評価の根拠や経緯が明確になり、評価の透明性と信頼性を高めることができるとともに、他の研究機関との情報公開レベルの整合性を確保し、対外的な説明責任をよりの確に果たすことができる。	措置済	令和6年3月に実施した機関評価について、機関評価書、機関評価自己評価シート及び機関評価シートを公開した。

(3) 工業技術センター

ア. 工業技術センター（神戸）

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
【意見 21】工業技術センターの KPI について 広域をカバーする工業技術センター（神戸）は、アンケート調査による顧客満足度分析を目標 KPI に追加設定し、結果を公表していただきたい。但し、繊維工業技術支援センターと皮革工業技術支援センターは試験・分析等の依頼法人が特定地域に限定しており、満足度調査になじまないと思われる。	対応中	意見を踏まえ対応を検討中。
【意見 22】一般会計での会計集計単位について センター毎の効率化対策を検討しようとする際にはまずセンター毎の活動結果（収入・支出）を把握し、年度比較や項目間比率等により分析することにより問題点を把握する等の作業が最低限必要となる。今後各センターの効率化を図っていこうと考えるなら一般会計の集計単位は各センターで分ける必要があると思われる。	措置済	工業技術センターでは、各センター（神戸、西脇、姫路）の収支や相談内容等の各種データを集約・管理するデータベースを整備・運用し、各センターの活動結果の把握、分析に活用している。
【意見 23】使用料及び手数料の水準について 将来にわたって利用者に持続的なサービスを提供するため、将来の設備更新や物価上昇などの支出増加を見据えた使用料、手数料の水準を検討されたい。	対応中	意見を踏まえ対応を検討中。
【意見 24】使用料及び手数料の設定について	対応中	同上。

例えば他府県民の利用者の使用料及び手数料を増額し、県民の不公平感を軽減するとともに将来の機器の更新や修繕に充当することも検討されたい。		
【指摘事項 21】共同研究分担金について 共同研究分担金は実績額を規定通り計算し、精算が必要な場合には精算を行うか、もしくは実態に合わせて当初から精算を行わないといった規定に変更すべきである。	措置済	令和7年度に実施した全ての共同研究課題について、共同研究業務取扱要綱に従い、実績額に応じた精算を実施した。
【意見 25】現金出納簿について 現金出納簿は出納担当者以外の者が出納や残高を確認した証跡等を残しておくことが望まれる。	措置済	現金出納について、毎日、窓口現金とレシート控え等の突合確認を複数人で行うとともに、出納員・経理員が確認のうえ証跡を現金出納簿に記載する運用に改めた。
【意見 26】一般競争入札の公告について 一般競争入札を行う場合、兵庫県ホームページにおいて公告を行うことが必要である。	措置済	令和7年度下期以降の一般競争入札については、工業技術センターのホームページに加え、県ホームページでも公告を行うこととした。
【意見 27】随意契約の実施について 委託契約の締結については、特定の者との随意契約ありきではなく慎重に検討することが必要である。	措置済	業務の実施可能性を十分確認したうえで、複数業者から見積書を徴取のうえ、契約手続きを行う運用に改めた。
【意見 28】知的財産の活用状況について 特許権等の内容を精査し、実施可能性の低い特許権等の整理・削減を進めるとともに、産学官連携の強化やライセンス戦略の見直し等により、有効活用を促進する取組を行うことが望まれる。	対応中	意見を踏まえ対応を検討中。
【指摘事項 22】議事録の作成について 職務発明審査会の審議内容及び判断理由については、議事録として適切に記録・保存し、意思決定の根拠を明確化する体制を早急に整備する必要がある。	措置済	令和7年度以降に開催した職務発明審査会について、審議内容及び判断理由を記載した議事録を作成し、適切に保存している。
【意見 29】プログラム等著作権の譲渡及び廃棄手続について プログラム等著作権の譲渡及び放棄についても、県の権利に関わる事項として職務発明審査会の審査対象に追加し、合議制による審査を経た上で決定する体制を整備することが望まれる。	対応中	意見を踏まえ対応を検討中。
【指摘事項 23】薬品管理者等の表示について 薬品管理手順書に基づき、全ての薬品に対して使用責任者名を明記するとともに、薬品保管場所の表示には管理者名を必ず記載する体制を整備し、管理の徹底を図る必要がある。あわせて、表示状況や記載内容を定期的に点検することで、薬品の適正管理及び安全性の確保を強化することが望まれる。	対応中	指摘事項を踏まえ対応を検討中。
【意見 30】薬品の点検について	対応中	意見を踏まえ対応を検討中。

薬品の点検については、実務上の運用を踏まえ、必要に応じて手順書に定める時期を見直したうえで、実施時期を明確化し、全体で統一的な運用を図ることが望まれる。また、薬品管理パトロール及び薬品管理方法に関する研修会については、計画的かつ定期的の実施し、職員への管理意識の定着と事故防止体制の強化を図ることが望まれる。さらに、点検結果やパトロール・研修の実施記録を文書として適切に残すことで、管理状況の継続的な把握と改善につなげる仕組みを整備することが求められる。		
【指摘事項 24】薬品管理委員会の開催について 薬品管理要綱に基づき、薬品管理委員会を定期的に開催し、薬品の保管・使用状況や管理体制の課題を組織的に協議・共有する仕組みを運用する必要がある。あわせて、これまで委員長名で実施されていた点検等の事務連絡を委員会の議題として位置付け、議事録等により記録・共有を図ることで、薬品管理体制の実効性と説明責任を強化することが望まれる。	対応中	指摘事項を踏まえ対応を検討中。
【指摘事項 25】規程と実務の乖離について 管理要領及び管理要綱については、長期間改定が行われていないため、現行の組織体制・運用実態を踏まえた早急な見直しが必要である。 あわせて、手順書についても見直しを行い、管理要領・管理要綱との整合性を確保するとともに、実務と乖離のない運用ルールを定めることが求められる。 さらに、規程の実効性と信頼を維持していくために、必要に応じて規程等の見直しを行えるように組織的に管理していくことが望まれる。	対応中	同上。
【意見 31】長期未利用薬品について 薬品在庫の使用状況を精査し、長期間使用されていない劇物等については、利用計画の有無を確認のうえ、不要なものは速やかに廃棄するなど、適正な在庫管理を徹底することが望まれる。特に、一定期間払い出しのない薬品については廃棄対象にするなど、廃棄の基準・ルールを明確に定め、運用する仕組みを整備することが望ましい。 あわせて、購入時には薬品管理手順書に従い、既存薬品の利用の可能性についても調査し、薬品の購入は必要最小限に留めることが望まれる。	対応中	意見を踏まえ対応を検討中。
【指摘事項 26】セーフティキャビネットの鍵の保管について 薬品の厳正な保管管理のため、薬品キャビネットの鍵の所在管理について、薬品管理要領等に基づく運用を徹底し、所在不明が生じない体制を早急に構築する必要がある。	対応中	指摘事項を踏まえ対応を検討中。

【指摘事項 27】県指針と手順書の不整合について 高圧ガス管理手順書について、県の指針との整合を早急に図る必要がある。具体的には、手順書を改定し、「使用済容器は直ちに供給事業者へ引き渡す」及び「使用中の容器であっても原則1年以内に返却」といった県の指針の内容を反映すること等が求められる。これにより、県の指針との整合性を確保するとともに、安全管理体制の強化を図る必要がある。	対応中	同上。
【指摘事項 28】高圧ガス容器の長期間未返却について 1年以上使用し続けている高圧ガス容器については、県の指針に基づき、早急に返却する等の対応を行う必要がある。特に、消防法対象ガスや毒性ガス等危険性の高い容器については優先的に返却等を行い、安全性を確保する必要がある。さらに、返却状況を定期的に点検・報告し、管理状況を可視化する仕組みを適切に運用することで、長期使用の防止及び安全管理体制の強化を図ることが求められる。	対応中	同上。
【指摘事項 29】高圧ガス管理委員会の開催について 高圧ガス管理体制の実効性を確保するため、高圧ガス管理委員会を定期的に開催し、各部所における高圧ガス容器の管理状況などについて組織的に共有・協議する必要がある。 また、委員会における審議内容及び判断は議事録として記録・保存し、改善状況を継続的にフォローアップする体制を構築することが望まれる。これにより、長期使用の防止やリスクの早期発見・是正が可能となり、安全管理体制の強化と説明責任の明確化が図られる。	対応中	同上。
【指摘事項 30】高圧ガス取扱者への教育・訓練について 手順書に基づき、毎年度の定期的な教育・訓練を確実に実施する体制を整備する必要がある。特に、教育・訓練内容、実施状況、出席者、対応上の課題等を記録として適切に残し、これを踏まえて継続的な改善を図ることが重要である。さらに、新任者や取扱経験の浅い職員がいる場合には重点的に教育を行うことで、緊急時に即応できる体制の強化を図る必要がある。	対応中	同上。
【意見 32】物品の棚卸について 毎期、定期的に備品出納簿の全数を確認し、適切な物品管理を行えるように施設に見合った自己検査の方針を策定し、物品の棚卸手続を見直し、計画に基づき実施した棚卸の証跡を残しておくべきである。 また、往査日において、平成24年の購入価格が26百万円の重要物品（光機能素子作製・評価装置）他1点について現物の確認と保管状況の監査を実施した際に、当該研究装置を使用していた担当者が既に退職さ	対応中	意見を踏まえ対応を検討中。

れており現物の所在が確認できなかった。物品管理台帳には、保管場所欄に施設内の部署又は部屋名が登録されているが、保管場所が空欄となっている備品が散見される状況であった。特に本件のような高額な重要物品については、第三者でも確認できるよう現物の保管場所を明確にしておくような管理体制が必要である。		
【指摘事項 31】 物品の保管場所登録について 物品の棚卸を効率的に実施できるよう物品管理台帳に漏れなく登録し、管理担当者が常時、確認できる体制を整えておくべきである。	対応中	指摘事項を踏まえ対応を検討中。
【意見 33】 使用見込のない備品について 未使用又は修理不能な備品については、廃棄手続の方針を明確化したうえで、研究需要の有無及び修繕の可否を整理し、不要と判断される備品は財務規則に基づき速やかに廃棄や譲渡等の適切な処分を行う必要がある。 また、公的研究機関として研究機器の属人化を是正し、担当者不在による遊休化を防止するため、複数職員による共有管理や操作技術の引継ぎを確実にできるような体制を整備する必要がある。	対応中	意見を踏まえ対応を検討中。
【指摘事項 32】 県政改革方針実施状況報告書の記載誤りについて 誤った数値が看過されて公表されることのないよう、外部資金額の集計・報告にあたっては、集計根拠を明確にするとともに、複数の担当部門によるチェックを行う仕組み等を整備し、情報の信頼性を確保する必要がある。	措置済	外部資金額の集計・報告に限らず、各種の集計・報告にあたっては、複数部門（総務部、技術企画部）がチェックする体制に改めた。

イ. 繊維工業技術支援センター

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
【意見 34】 長期未利用薬品について 薬品在庫の使用状況を精査し、長期間使用されていない劇物等については、利用計画の有無を確認のうえ、不要なものは速やかに廃棄するなど、適正な在庫管理を徹底することが望まれる。特に、一定期間払い出しのない薬品については廃棄対象にするなど、廃棄の基準・ルールを明確に定め、運用する仕組みを整備することが望ましい。 あわせて、購入時には薬品管理手順書に従い、既存薬品の利用の可能性についても調査し、薬品の購入は必要最小限に留めることが望まれる。	対応中	意見を踏まえ対応を検討中。
【指摘事項 33】 不要薬品の廃棄について 薬品管理手順書に基づき、不要薬品の廃棄処分を定	対応中	指摘事項を踏まえ対応を検討中。

期的かつ確実に実施する体制を早急に整備する必要がある。 また、現行の薬品管理手順書では「できるだけすみやかに不要薬品を廃棄するための予算要求を行う」との抽象的な規定となっているため、廃棄時期や頻度、手続の責任主体及び具体的な手順を明確に定めるよう手順書を改訂し、実効性のある運用基準を整備することが求められる。		
【指摘事項 34】高圧ガス容器の長期間未返却について 1年以上使用し続けている高圧ガス容器については、県の指針に基づき、早急に返却する等の対応を行う必要がある。また、返却状況を定期的に点検・報告し、管理状況を可視化する仕組みを適切に運用することで、長期使用の防止および安全管理体制の強化を図ることが求められる。	対応中	同上。
【指摘事項 35】高圧ガス取扱者への教育・訓練について 手順書に基づき、毎年度の定期的な教育・訓練を確実に実施する体制を整備する必要がある。特に、教育・訓練内容、実施状況、出席者、対応上の課題等を記録として適切に残し、これを踏まえて継続的な改善を図ることが重要である。さらに、新任者や取扱経験の浅い職員がいる場合には重点的に教育を行うことで、緊急時に即応できる体制の強化を図る必要がある。	対応中	同上。
【指摘事項 36】不明物品について 処分済みと推定された物品については早急に処分手続きを進めるべきである。	対応中	同上。
【指摘事項 37】備品棚卸について 実物が見つからず「調査中」の物品は棚卸をしない限りその処理が確定できないため、毎年定期的に棚卸を行い現物が存在しないと判断したものについては処分手続きを行うべきである。	対応中	同上。

ウ. 皮革工業技術支援センター

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
【意見 35】長期未利用薬品について 長期間使用されていない薬品については、利用計画の有無を確認のうえ、不要なものは速やかに廃棄するなど、適正な在庫管理を徹底することが望まれる。特に、一定期間払い出しのない薬品については廃棄対象にするなど、廃棄の基準・ルールを明確に定め、運用する仕組みを整備することが望ましい。	対応中	意見を踏まえ対応を検討中。
【指摘事項 38】薬品管理の引継について 退職や異動に伴う薬品の引継ぎにおいては、管理監	対応中	指摘事項を踏まえ対応を検討中。

督職が退職者や異動者に確認を行い、薬品データベースにおいて「保管者の変更」又は「不要」などの必要な処理を確実に実施することを徹底する必要がある。 また、現行の薬品管理手順書に、退職や異動時における引継ぎの内容や確認項目、運用手順をより詳細に定めることで手続の漏れを防止し、薬品管理の実効性を高める必要がある。さらに、薬品データベース導入以前からの未登録薬品については棚卸を実施し、速やかにデータベースへ登録するとともに、不要な薬品については適切に廃棄又は処分することが求められる。		
【指摘事項 39】薬品の保管について 薬品の適正管理及び安全性確保の観点から、薬品キャビネットについては管理手順書に基づく施錠管理を速やかに徹底する必要がある。あわせて、保管庫への「医薬用外劇物」の表示を確実に実施し、施錠管理と一体的に運用することで、薬品管理体制の強化及び安全性の向上を図る必要がある。	対応中	同上。
【指摘事項 40】高圧ガス容器の長期間未返却について 1年以上使用し続けている高圧ガス容器については、県の指針に基づき、早急に返却する等の対応を行う必要がある。また、返却状況を定期的に点検・報告し、管理状況を可視化する仕組みを適切に運用することで、長期使用の防止及び安全管理体制の強化を図ることが求められる。	対応中	同上。
【指摘事項 41】高圧ガス取扱者への教育・訓練について 手順書に基づき、毎年度の定期的な教育・訓練を確実に実施する体制を整備する必要がある。特に、教育・訓練内容、実施状況、出席者、対応上の課題等を記録として適切に残し、これを踏まえて継続的な改善を図ることが重要である。さらに、新任者や取扱経験の浅い職員がいる場合には重点的に教育を行うことで、緊急時に即応できる体制の強化を図る必要がある。	対応中	同上。
【意見 36】技術の承継等について 設備の有効利用やサービス水準の維持のためには人数が減っても技術を承継していけるよう、長期的な観点での職員採用や引継に際しての工夫が重要であると思われる。 加えて利用者のニーズも加味し、今後利用見込みのない機械は定期的に廃棄することが必要である。	対応中	意見を踏まえ対応を検討中。

(4) 福祉のまちづくり研究所

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
【意見 37】本来兵庫県民が成果を得るはずのものであ	対応中	意見を踏まえ対応を検討中。

ることについて 福祉のまちづくり研究所の報告書集（令和6年度）のまえがきには「設立以来、「すべての人々にやさしい福祉のまちづくりをめざして、研究開発を推進し、その成果を広く情報発信する」ことを理念として掲げ、「本当に役立つもの」を届けるための取り組みを行ってまいりました。」とあるが、ここで言う「人々」とは県政改革方針で言う「県民ニーズの変化等を的確に捉えた業務」により、成果を直接に還元されるべき兵庫県民であるはずのものである。 県民への成果還元が第一であるが、例えば小児筋電義手バンクの利用者は兵庫県民だけとは限らない。貴重な技術ではあるが利用者は兵庫県民の範囲を超えるものである。		
【意見 38】義肢装具制作等収益について たとえ請求書の発行が遅れた場合であっても、義肢装具制作等収益は実際の現物引渡し時に計上すべきである。	措置済	今後は義肢装具の現物引き渡し時に収入計上し、適正な事務処理を行う。
【指摘事項 42】知的財産管理体制の在り方について 県と指定管理者の間で、特許権等の帰属主体、権利行使の範囲、費用負担及び報告手続等について指定管理協定書等により明確に定め、権利帰属及び管理の制度的整理を図る必要がある。 また、県の指針に基づき、県が関与する形で職務発明審査会を設置するか、又は既存の審査会に県職員が参画する仕組みを導入し、発明の認定・権利承継・出願・維持等に係る審査過程の透明性及び説明責任を確保する体制を整備する必要がある。	対応中	指摘事項を踏まえ対応を検討中。
【意見 39】機関評価調書における知的財産の記載について 知的財産の記載については、所有者を明示し、県が実際に保有する知的財産と指定管理者が保有する知的財産を明確に区分するとともに、既に権利を放棄・失効した知的財産を除外することで、評価資料の正確性及び透明性を確保することが望まれる。	対応中	意見を踏まえ対応を検討中。
【指摘事項 43】貸借対照表と受託財産目録との不整合について 福祉のまちづくり研究所が管理する土地については、貸借対照表と受託財産目録との整合性を図り、研究所が実際に管理する部分を明確にする必要がある。 また、受託財産目録をもって受託財産管理台帳に代替する場合には、受託財産管理規程第7条但し書きの趣旨を踏まえ、地番、登記年月日、価格等の管理上必要な項目を追加し、受託財産管理台帳との情報の整合性を図る必要がある。	対応中	指摘事項を踏まえ対応を検討中。

【指摘事項 44】受託財産目録の記載事項について 建物について受託財産目録をもって受託財産管理台帳に代替する場合には、受託財産管理規程第7条但し書きの趣旨を踏まえ、用途区分・構造・建築年月日・建築価格等の管理上必要な項目を追加し、受託財産管理台帳との情報の整合性を図る必要がある。	対応中	同上。
【指摘事項 45】受託工作物台帳の整備について 工作物について県と指定管理者双方で必要な情報を共有し、適切に管理できる体制を整備するため、受託財産管理規程において工作物の管理様式（受託工作物台帳）を新たに定め、構造、仕様、取得年月日、価格など、管理上必要な情報項目を明確にする必要がある。その上で、受託財産目録をもって受託財産管理台帳に代替する場合には、受託財産管理規程第7条但し書きの趣旨を踏まえ、受託財産管理台帳との情報の整合性を図る必要がある。	対応中	同上。
【指摘事項 46】受託備品台帳と受託財産目録との不整合について 備品の購入・廃棄時における県への報告手続を明確化し、指定管理者に対して当該手続の遵守を徹底する必要がある。あわせて、受託備品台帳と受託財産目録の定期的な照合を実施し、差異があれば速やかに修正・更新する体制を構築することで、備品管理情報の正確性を確保し、財産管理の透明性と信頼性を高める必要がある。	対応中	同上。
【指摘事項 47】受託財産管理規程の見直しについて 受託財産管理規程について、現行の管理実務及び関連規程（固定資産管理マニュアル等）との整合性を図るため、内容の全面的な見直しを行う必要がある。特に、工作物に係る管理様式の新設、改正後の関連規程との整合を行うことが求められる。また、改定後においても定期的に規程の運用状況を点検し、必要に応じて改訂を行う体制を整備することで、制度と実務の乖離を防止し、財産管理体制の信頼性と実効性を持続的に確保する必要がある。	対応中	同上。
【指摘事項 48】受託財産の実地調査について 受託備品については、固定資産管理マニュアルに基づき、毎年度定期的に実地調査を実施し、受託備品台帳と現物との突合を徹底する必要がある。不明資産については、原因を究明し、除却等の対応方針を明確にしたうえで、実地調査結果を反映して台帳を更新する体制を整備することが求められる。また、遊休資産については、稼働状況の定期的な点検と、活用又は処分に関する方針の明確化により、財産管理の効率化と適正化を図る必要がある。	対応中	同上。

【意見 40】非公募の状況の改善について 現在、継続している非公募の状況を改善し、原則的な公募による事業者の選定を行えるための工夫が必要である。	対応中	意見を踏まえ対応を検討中。
【指摘事項 49】行政コスト計算書及び貸借対照表について 行政コスト計算書及び貸借対照表の作成にあたっては、(社福)兵庫県社会福祉事業団が保有する資産、負債及び経費を除外し、県が直接保有する資産、負債及び経費のみを適切に抽出・整理することで、(社福)兵庫県社会福祉事業団の決算数値と県の財務情報を明確に区分し、県の事業としての実態を適切に反映した財務書類を作成すべきである。	対応中	指摘事項を踏まえ対応を検討中。
【指摘事項 50】機関評価における事業費について 機関評価においては、予算値ではなく実績値に基づく数値を用いることで、評価の根拠となる財務情報の正確性を確保する必要がある。 これにより、評価の透明性と信頼性を一層高めるとともに、県民や関係機関からの信頼を確保し、実効性のある機関評価の実施につなげる必要がある。	対応中	同上。
【指摘事項 51】機関評価結果の公表について 外部評価専門委員会による評価結果についても、公表漏れを防止し、機関評価調書および自己評価結果とあわせて確実に公表されるよう内部手続きを整備し、評価全体の透明性と信頼性を高める必要がある。	対応中	同上。